

ペットボトル売払い(単価契約)仕様書

1 業務の内容及び目的

安城市域において収集したウォーターサーバーなどのペットボトル（以下「圧縮していないペットボトル」）について、買受者はこれを買受け日本国内において再商品化するものとする。

2 引渡物及び引渡単位

(1) 圧縮していないペットボトルはラベル、キャップが除去されていないものもある。

(2) 1回の引渡単位は、両者協議の上決定するものとする。

ア 圧縮していないペットボトル

引渡時にはネットに入っている。

※引渡物の参考写真を末尾に掲載します。

3 引渡及び請求方法

(1) 売渡者が指定する日時に、安城市清掃事業所（安城市堀内町西新田2番地）において職員立会の下で引渡しするものとし、引取車両は買受者が用意するものとする。なお、車両への積込作業は買受者が行うものとする。

(2) 引渡しの際は、引渡所に隣接する安城市リサイクルプラザの計量機で2回計量を行うものとする。

(3) 買受者は1カ月分の引受量をまとめたものを翌月10日までに安城市に報告すること。

(4) 受渡者は、買受者の報告をもとに請求をするものとする。

4 引取経費

引取りに係る経費は、買受者の負担とする。

5 取引数量実績（令和3年1月～令和3年12月）

(1) 圧縮していないペットボトル 9回（6, 110kg）

6 取引数量の見込み

(1) 圧縮していないペットボトル

6, 500kg/年・・・A

ただし、取引数量はペットボトルの排出量、機械の稼働状況により変動する。

7 契約価格

契約価格は、圧縮していないペットボトルそれぞれのキログラム当たりの単価とする。

8 その他

- (1) 本業務の遂行に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関連法規を遵守、尊重し公害問題を起さないよう留意すること。
- (2) 売渡者の施設及び備品等に破損等ないように十分注意し、もし破損等が生じた場合には、ただちに売渡者へ連絡すること。
- (3) ペットボトルを買受者が運搬用車両に積載終了した時点をもって、管理責任及び所有権は売渡者から買受者に移転する。
- (4) 引き渡したペットボトルについて、適正に再商品化等の処理が行われているかの書類及び現場確認を実施することがある。

9 履行期間

履行期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

問い合わせ先 安城市ごみゼロ推進課清掃事業所 電話 76－3053

参考

圧縮していないペットボトル（ウォーターサーバーなどのペットボトル）

